

Ⅲ 申請

Ⅲ-1 申請先の行政庁

新制度での所管行政庁は、法人及び行政庁の双方にとって、外形的に判断できる基準が望ましいことから、法人の事務所の所在する地理的場所と、事業を行う地理的範囲とに着目し、内閣総理大臣か都道府県知事の所管とすることとされています。

移行認定に関しても、次表のとおりとなっています（整備法 § 47）。

法人	行政庁
① 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人	内閣総理大臣
② 2以上の都道府県の区域内 ⁵ において公益目的事業を実施することを定款で定める法人	内閣総理大臣
③ 上記以外の法人	その事務所が所在する都道府県知事

したがって、現在の主務官庁（国の省庁又は都道府県）とは必ずしも一致していませんので、ご注意ください。

具体的な適用の考え方は、次のとおりです。

(1) 事務所の地理的場所

法人登記では、主たる事務所及び従たる事務所を登記することとなっている（法人法 § 301Ⅱ③、§ 302Ⅱ③）ので、所管行政庁を定める際にも、法人登記の記載に基づき判断することとします。

ただし、従たる事務所が登記されている場合であっても、事業の拠点としての実質を備えていない場合（例：単なる倉庫）には、その旨の説明を付していただくことによって、従たる事務所を設けていないものとして申請することができます。また、パンフレット等において支部、駐在員事務所その他の施設が記載されていても、法人登記上の事務所でない場合は、判断基準とはしません。なお、海外事務所は、法人登記の対象ではないので、所管行政庁の判断対象とはしません。

(2) 事業を行う地理的範囲

事務所が単一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、2以上の都道府県の区域内において公益目的事業を実施することを定款で定めている場合には、内閣総理大臣の所管となります。例えば、事務所の所在する都道府県以外の都道府県からも社員、会員を幅広く募り、単一の都道府県内での事業の成功を目的としていない場合は、当該都道府

⁵ 「都道府県の区域」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体である都道府県の区域を指します。

県以外の地域においても事業を実施する旨を定款に記載することによって、内閣総理大臣を申請先とすることができます。

また、公益目的事業を本邦内のほか海外でも実施する旨を定款に記載している場合は、（海外事務所の有無にかかわらず）内閣総理大臣の所管となります。ただし、本邦内の特定の地域と海外との間の公益目的事業である場合（例：国際友好親善都市としての活動）には、定款上その旨を明記しておくことによって、都道府県知事の所管とすることもできます。

上記(1)・(2)にかかわらず実態が伴わないときには、申請を受付けできない場合があります。その場合、本来の行政庁とその連絡先を教示させていただきますので、その行政庁に申請し直していただく必要があります。ご不明な点がある場合は、内閣府又は最寄りの都道府県の窓口にお問合せください。

国及び都道府県の行政庁の連絡先は、次のとおりです。

国	内閣府 大臣官房 新公益法人行政準備室 (公益認定等委員会事務局)	03-5403-9555(代)
---	--------------------------------------	-----------------

北海道	総務部行政改革課	011-231-4111(代)
青森県	総務部総務学事課	017-722-1111(代)
岩手県	総務部総務室	019-629-5039(直)
宮城県	総務部私学文書課	022-211-2267(直)
秋田県	知事公室総務課	018-860-1054(直)
山形県	総務部総務課	023-630-2211(代)
福島県	総務部私学法人課	024-521-7048(直)
茨城県	総務部総務課	029-301-1111(代)
栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2067(直)
群馬県	総務部学事法制課	027-223-1111(代)
埼玉県	総務部文書課	048-830-2537(直)
千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160(直)
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	03-5321-1111(代)
神奈川県	総務部法務文書課	045-210-2461(直)
新潟県	総務管理部文書私学課	025-285-5511(代)
富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111(代)
石川県	総務部総務課	076-225-1111(代)
福井県	総務部情報公開・法制課	0776-21-1111(代)
山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111(代)
長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057(直)
岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)
静岡県	総務部法規室	054-221-2866(直)
愛知県	総務部法務文書課	052-961-2111(代)

三重県	総務部法務・文書室	059-224-2163(直)
滋賀県	総務部総務課	077-528-3118(直)
京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
兵庫県	企画県民部文書課公益法人室	078-341-7711(代)
奈良県	総務部総務課	0742-27-8353(直)
和歌山県	総務部総務学事課	073-432-4111(代)
鳥取県	行政監察監公益法人・団体指導室	0857-26-7884(直)
島根県	総務部総務課	0852-22-5111(代)
岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256(直)
広島県	総務局総務管理部総務課	082-513-2246(直)
山口県	総務部学事文書課大学・公益法人班	083-933-2140(直)
徳島県	企画総務部総務課法務文書室	088-621-2031(直)
香川県	総務部総務学事課	087-832-3062(直)
愛媛県	総務部私学文書課	089-941-2111(代)
高知県	総務部法務課	088-823-1111(代)
福岡県	総務部行政経営企画課	092-651-1111(代)
佐賀県	経営支援本部総務法制課	0952-25-7003(直)
長崎県	総務部学事文書課公益法人改革班	095-895-2114(直)
熊本県	総務部私学文書課法制・公益法人室	096-383-1111(代)
大分県	総務部法務室	097-506-2272(直)
宮崎県	総務部行政経営課	0985-26-7111(代)
鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111(代)
沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074(直)

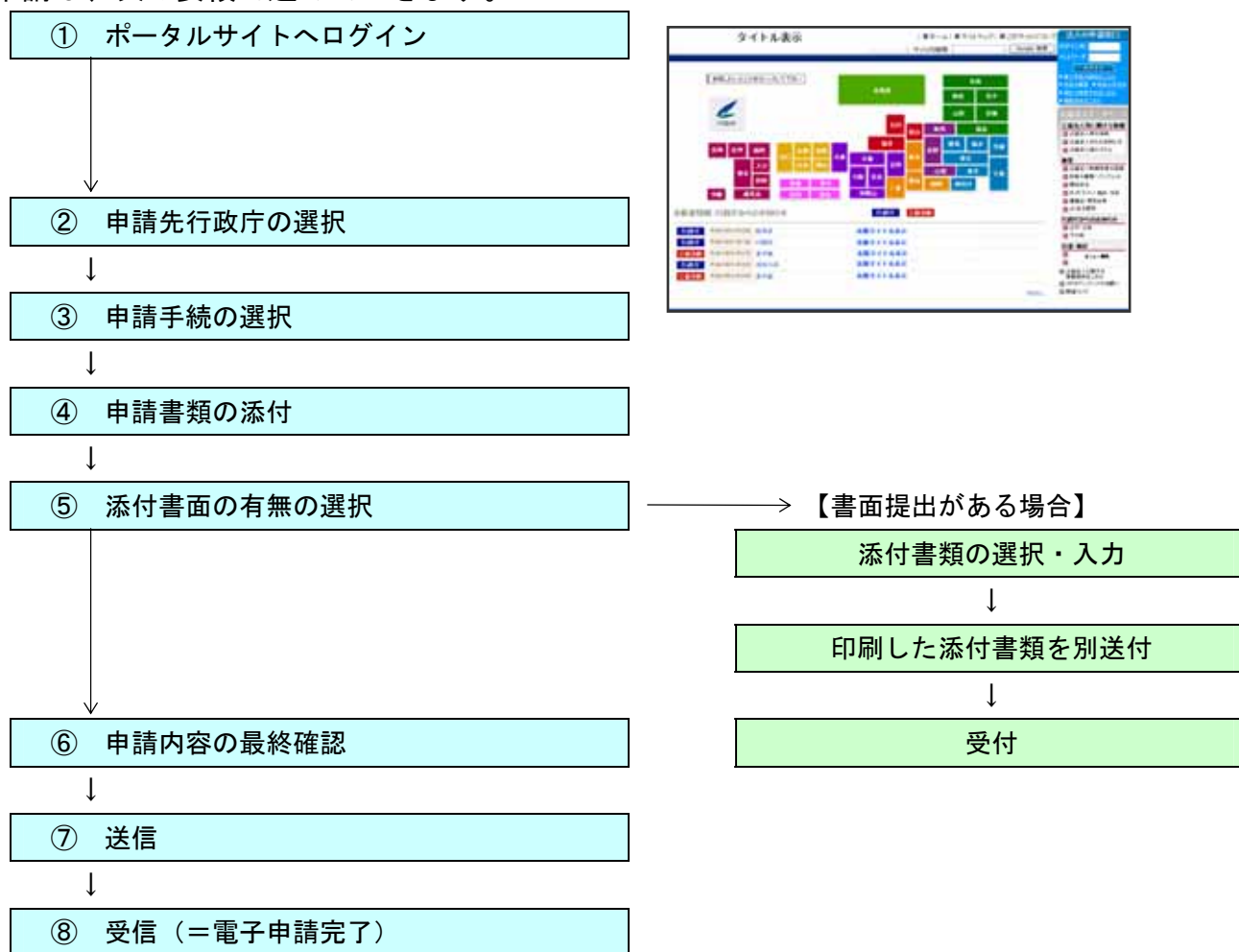
Ⅲ-2 申請の方法

所定の事項を記載した申請書及び所要の添付書類を用意でき、本来の所管行政庁を確認できた後、申請をすることができます。なお、当然のことながら、申請に先立っては、例えば社員総会や評議員会に諮る、或いは理事会の承認を得るなど、法人内部の最終意思確認手続を経ておいてください。

申請するには、①電子申請、②窓口申請、③郵送申請の3とおりの方法があります。

(1) 電子申請

電子申請にはID及びパスワードが必要です。既にポータルサイトから申請書（様式）を電子的にダウンロードした場合には、ID及びパスワードが発行されていますので、それを使用してください。未発行の場合は、ポータルサイト『[公益法人インフォメーション](http://www.koeki-info.go.jp/)』<<http://www.koeki-info.go.jp/>>⁶にアクセスし、「法人の申請窓口」の箇所から「電子申請の開始はこちら」のページに進んで、ID及びパスワードを登録してください。画面上、電子申請は、次の要領で進めていきます。



⁶ ポータルサイトの URL は予定のもので、開設時期は、追って内閣府公益認定等委員会のウェブサイトでお知らせします。また、画面イメージは、現在開発中のものであり、今後、変わり得る可能性があります。

下記(2)・(3)による申請も可能ですが、電子申請の方が簡便で利便性に優れていますので、行政庁としては、電子申請をお奨めしています。

(2) **窓口申請**

申請先の行政庁（58 頁をご覧ください。）に来訪され、担当の窓口に出すこともできます。行政庁においては、申請書類の形式的な要件（申請法人の住所、名称、代表者の氏名及び代表者印の捺印があること等）を確認するとともに、申請書類を持参された方（当該法人の役職員）の本人性を確認させていただきますので、その身分を確認できる証票（例：身分証明書）を携行ください。

また、代理人による申請の場合は、当該代理人の身分を確認できる証票（例：身分証明書）のほか、申請権限を授権されていることを証する書類（例：委任状）を携行ください。

(3) **郵送申請**

所定の事項を記載した申請書類を整えて、行政庁に郵送いただくこともできます。なお、受け付けの通知を希望する場合には、申請書類の控えと必要金額の切手を貼付の上、返信する宛て所及び宛て名を記載した封筒を同封いただければ、受付終了後、通知します。

Ⅲ-3 申請後に不備等が判明した場合の手続

いったん受け付けた申請書類の記載事項に不備がある場合、申請書に必要な書類が添付されていない場合、申請をすることができる期間内にされたものでない場合等、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないことが判明したときは、行政庁から、当該申請の補正を求めることがあります。

この他、申請書類の記載内容が不明・不十分で審査困難な場合等には、行政庁から、必要に応じて、資料の追加や申請書類の差替えを指導する場合があります。

これらの要求・指導に従っていただけない場合、審査を進めることができませんので、ご注意ください。

なお、申請後に、本件申請を担当する役職員やその連絡先等に変更があった場合等には、速やかに、行政庁にその旨通知し、行政庁の指示を受けて対応してください。

IV 認定後の留意点

IV-1 処分の通知

行政庁は、国の場合は公益認定等委員会、都道府県の場合は当該都道府県に設置される合議制機関への諮問・答申を経た上で、認定又は認定しない処分を決定し、その結果を申請法人に対し、通知します。

また、行政庁は、下記IV-2の移行登記終了の届出を受けた後、その旨を公示することとなっており（整備法 § 108 I）、公示開始日から起算して2週間⁷は、ポータルサイト上の「新着情報」に掲載していますので、そちらでも閲覧することができます。

IV-2 移行登記

特例民法法人が公益法人への移行認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、

- ① 当該特例民法法人については、解散の登記、
 - ② 名称変更後の公益法人については、設立の登記
- をしなければなりません（整備法 § 106 I）。

また、この解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁だけでなく旧主務官庁に、登記事項証明書を添付して、その旨を届け出なければなりません（整備法 § 106 II）。

移行認定を受けた日から起算して30日を経過しても移行登記の届出をしない場合には、行政庁から、相当の期間を定めて移行登記をすべき旨の催告を受け、また、それにもかかわらず移行登記をしないときは、行政庁から移行認定を取り消されることがあります（整備法 § 109）ので、ご注意ください。

IV-3 事業年度の終結と計算書類等の作成

移行認定を受けた前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更されることから、特例民

⁷ 「新着情報」での掲載期間経過後は、処分年月日により検索可能です。

法法人が移行認定を受けた際には、移行の登記の前後で事業年度を区分していただく必要があります（整備法施行規則 § 2）。

こうした事業年度の区分の方法としては、移行認定の申請に当たって添付する定款の変更の案の附則において、移行前後の事業年度を定めておくことが可能です。ただし、この場合、移行日が申請日以前には不確定であることから、具体的な日を指定するという規定の仕方ではなく、例えば次の例のように、登記の日を基準とするという規定の仕方になります。なお、申請書類に添付する定款の変更の案のうちこの部分に関するものについては、旧主務官庁の認可は不要です。

《定款規定例》

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第〇〇条（定款の変更の案における事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。」

また、事業年度を区分することに伴い、① 特例民法法人としての最終事業年度（移行登記の日の前日を末日とするもの）に係る計算書類、② その前の事業年度に係る計算書類、③ 公益法人としての初年度（移行登記の日を開始日とするもの）に係る計算書類について、社員総会又は評議員会で承認を受けることが必要になります。ただし、これら①～③のうち①と②又は①と③については、移行登記の日と、社員総会又は評議員会の開催日とを調整することにより、一度の社員総会又は評議員会で承認を受けることも可能となります。

IV-4 移行後に、申請した事項を変更する場合の手続

移行認定を受けて公益法人に移行した後、申請した事項を変更する場合には、変更認定又は届出の手続を行わなければなりません。

公益目的事業の種類及び内容等の変更を伴う場合は、当初の移行認定を受けた根幹を変更することになるので、当初の移行認定の申請書類と基本的に同様の申請書類を提出していただく必要があります（認定法 § 11、 § 12）。

ただし、①名称又は代表者の氏名の変更、②内閣府令〔認定法施行規則 § 7〕で定める軽微な変更、③定款の変更（変更認定を受けるべき事項の変更は除かれます。）、④内閣府令〔認定法施行規則 § 11Ⅱ〕で定める事項の変更については、事後、遅滞なく、届け出ることです（認定法 § 13）。

IV-5 その他、移行後に必要となること

(1) 遵守事項

移行登記の日以降、法人には認定法の規定が適用されることとなります（整備法 § 107）ので、その事業運営において、公益目的事業の収支相償（認定法 § 14）、公益目的事業比率過半（認定法 § 15）、遊休財産額保有制限（認定法 § 16）、寄附募集の禁止行為（認定法 § 17・§ 18）、収益事業等の区分経理（認定法 § 19）、役員等報酬等の支給基準（認定法 § 20 I）等を遵守する必要があります。

(2) 情報開示

この他、民による公益を増進する公益法人として、社会に対する情報開示も求められます。具体的には、毎事業年度の経過後3ヶ月以内（認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該認定を受けた後遅滞なく）、①財産目録、②役員等名簿、③理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類、④キャッシュフロー計算書（作成している場合及び会計監査人を設置しなければならない場合のみ）、⑤運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これら書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければなりません（認定法 § 21 II）。これらの書類や、定款、社員名簿及び計算書類等について閲覧の請求があった場合、正当な理由がない限り、拒むことはできません（認定法 § 21 IV）。

(3) 事業報告等

行政庁との関係では、毎事業年度の経過後3ヶ月以内（事業計画書・収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、財産目録等（定款は除く。）を行政庁に提出する必要があります。

また、行政庁としては、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります（認定法 § 27）。特に、当初の移行認定申請書類やその後の変更認定申請書類等を作成するに当たって根拠となった資料については、検査・質問させていただく可能性が高いことから、10年間⁸は保存しておいていただくようお願いします。

⁸ 法令により保存年限が定められている場合には、その保存年限によります。

お問合せ先は . . .

内閣府 大臣官房 新公益法人行政準備室

内閣府 公益認定等委員会事務局

TEL 03-5403-9555 (代表)

新しい公益法人制度の詳細については、次のホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.cao.go.jp/picc/>

※ ホームページは、平成 20 年 11 月以降、アドレスを含め大幅にリニューアル予定です。
